

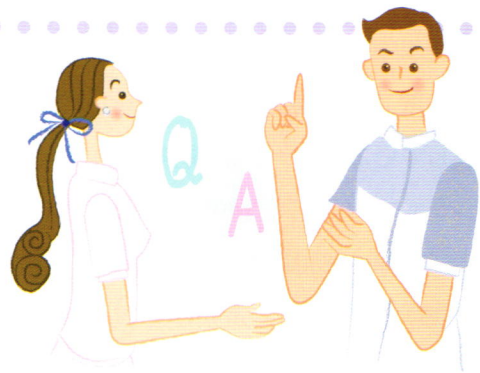
Q

精神保健福祉法改定後の現状について教えてください

A

医療法人社団五稜会病院理事長/
日本精神科病院協会理事

中島 公博



平成26年4月に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律(以下、改正法)¹⁾が施行された。改正法のポイントは、(1)精神障害者の医療の提供を確保するための指針の策定、(2)保護者制度の廃止、(3)医療保護入院の見直し—の3つである。

保護者制度は、明治33年の精神病者監護法に遡る。主に家族がなる保護者には、精神障害者に治療を受けさせる義務などが課されていたが、家族の高齢化等にともない、負担が大きくなっているなどの理由から、保護者に関する規定を削除することになった。医療保護入院の見直しでは、医療保護入院における保護者の同意要件を外し、家族等のうちのいずれかの者の同意を要件とすることになった。この「家族等」というのは、「配偶者」「親権者」「扶養義務者」「後見人又は保佐人」を指し、該当者がいない場合などは、市町村長

が同意の判断を行うことになった。また、精神科病院の管理者に、医療保護入院者の退院後の生活環境に関する相談および指導を行う者(精神保健福祉士等)の設置・地域援助事業者(入院者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供等を行う相談支援事業者等)との連携など、退院促進のための体制整備を義務づけることとなった。

改正法が施行されて2年近くになるが、臨床現場ではさまざまな問題点が指摘されている。日本精神科病院協会は、平成26年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業「精神保健福祉法改正後の医療保護入院の実態に関する全国調査」報告書において、改正法施行の平成26年4月1日から同年9月30日までの半年間の精神科への入院の実態調査を行っている²⁾。この報告書によれば、総入院者数は前年度と同様、医療保護入院は44,918件(前年度比101.2%)で、こ